

新宮市障害者基本計画

新宮市障害福祉計画（第5期）

新宮市障害児福祉計画（第1期）

（案）

2018（平成30）年3月

新宮市

目次

I 新宮市障害者基本計画

第1 計画策定の背景と趣旨

- (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 障害者に関連する各種制度・法律等の動向・・・・・・・・ 2
- (3) 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 障害のある人等の状況

- (1) 本市の人口構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 障害者手帳の所持者数、年齢別割合、手帳ごとの状況・・・・ 4
- (3) 難病患者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 特別支援学校・特別支援学級の状況・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 障害者の就労に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3 利用者アンケート結果

- (1) アンケートの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 主な設問と回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4 前計画の総括

- (1) 総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 成果目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第5 施策の展開

- (1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (2) 基本目標、施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (3) 各目標の内容、具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

基本目標1. 共生社会の実現をめざす。

基本目標2. 安全、安心な暮らしを提供する。

基本目標3. 生きがいのある暮らしを提供する。

基本目標4. 障害のある児童の健やかな育成を支援する。

II 新宮市障害福祉計画（第5期）、新宮市障害児福祉計画（第1期）

第1 計画策定の背景と趣旨

- (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について・・・・ 35

（３）計画の性格	３５
（４）計画の期間	３６
第２ 障害福祉サービス等の給付状況等	
（１）主な障害福祉サービス等の給付状況	３７
（２）市内事業所の状況	３８
第３ 成果目標の設定	
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行	３９
（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	４０
（３）地域生活支援拠点等の整備	４０
（４）福祉施設から一般就労への移行等	４０
（５）障害児支援の提供体制の整備等	４１
第４ 障害福祉サービス等の利用状況及び見込み	
（１）障害福祉サービスの利用状況及び見込み	４２
（２）地域生活支援事業の利用状況及び見込み	４５
（３）障害児通所支援等に関するサービスの利用状況及び見込み	５０
第５ 計画の推進体制と進行管理	
（１）計画の推進体制	５２
（２）計画の進行管理	５３

I 新宮市障害者基本計画

第1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

わが国では、2006（平成 18）年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向け、2009（平成 21）年に「障害者制度改革推進本部」を設置し、さまざまな法整備を進めてきました。

その結果、2014（平成 26）年 1 月 20 日に条約に批准し、同年 2 月より効力を生ずることとなりました。その後も、2016（平成 28）年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、同年 5 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」「児童福祉法」の一部改正等、障害者福祉向上への制度改革が進んでいます。

本市では、2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度までの 3 年間を計画期間とする「新宮市障害者基本計画・第 4 次新宮市障害福祉計画」を策定し、基本理念「地域で自立した暮らしのできる福祉のまちづくり」に基づき、関連計画等ともあわせて、さまざまな障害者施策を推進してきました。

一方で、制度の改正や社会情勢等、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化を続けており、ニーズも多様化する中、社会資源が豊かとはいえない当地域の実状に合わせながら、今後も継続して、障害のある人が地域で安心して、自分らしく生活できる支援を進めていく必要があります。

以上を踏まえ、本市の障害者施策の基本的な方向性を示すものとして、2018（平成 30）年度から 2023（平成 35）年度までの 6 年間を計画期間とする「新宮市障害者基本計画」を策定します。

（２）障害者に関連する各種制度・法律等の動向

国では「障害者権利条約」の批准に向け、2007（平成 19）年以降、障害のある人に関連する各種制度・法律等の整備を進めてきました。本計画では、このような動向を踏まえ、関連計画の見直し、策定を行います。

年度	整備	概要
2006 (H18)	障害者自立支援法施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が開始。 応益負担によるサービス費用の一部が自己負担となる。
2007 (H19)	学校教育法改正	特別支援教育が開始。
	障害者権利条約署名	障害者の権利条約の締結に向けた取り組みが開始。
2008 (H20)	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大される。
2010 (H22)	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。
2011 (H23)	障害者虐待防止法成立	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務を定めた法律が成立する。
	障害者基本法の一部改正	目的規定や障害者の定義等を見直した改正法が成立する。
2012 (H24)	障害者優先調達推進法成立	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者施設等が供給する物品等の需要の増進を図る目的の法律が成立する。
	障害者総合支援法成立	「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障害者の範囲の拡大等を定めた法律が成立する。
2013 (H25)	障害者差別解消法成立	障害のある人への差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等を定めた法律が成立する。2016（平成 28 年）から施行。
2014 (H26)	障害者権利条約批准	「障害者の権利に関する条約」を批准。2014（平成 26）年 2 月 19 日より国内において効力が生じる。
2016 (H28)	障害者雇用促進法改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務化する。
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進めることが盛り込まれる。

（３）計画の性格

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進をめざすものです。

策定においては、国の「障害者基本計画」や、県の計画等を踏まえた内容としています。また、本市における上位計画である「新宮市総合計画」の障害者福祉に関する具体的な部門別計画として位置付け、本市における各分野の関連計画と整合、調整を図りながら策定しています。

また、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」は、本計画と合わせて策定する障害福祉計画（第 5 期）、障害児福祉計画（第 1 期）において定めます。

（４）計画の期間

本計画の計画期間は、2018（平成 30）年度から 2023（平成 35）年度までの 6 年間とします。ただし、関連法令の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある際は柔軟に対応するものとします。

第 2 障害のある人等の状況

（１）本市の人口構造

1. 人口、世帯数の推移

人口、世帯数とも減少傾向が続いています。

（各年 3 月末現在）

	平成 20 年	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年
人口（人）	33,052	32,130	31,100	29,548
うち男	15,308	14,863	14,417	13,710
うち女	17,744	17,267	16,683	15,838
世帯数	15,892	15,819	15,648	15,210

（資料：住民基本台帳）

2. 年齢 3 区分別の人口推移

0～14 歳、15～64 歳（生産年齢人口）は減少傾向が続いている一方、65 歳以上の人口は増加傾向が続いています。

また、平成 29 年 3 月末現在の高齢化率は 35.3%となっています。

(各年 3 月末現在)

	平成 20 年	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年
0～14 歳	4,210 人	3,925 人	3,645 人	3,322 人
対総人口	12.7%	12.2%	11.7%	11.2%
15～64 歳	19,141 人	18,415 人	17,258 人	15,800 人
対総人口	57.9%	57.3%	55.5%	53.5%
65 歳以上	9,701 人	9,790 人	10,197 人	10,426 人
対総人口	29.4%	30.5%	32.8%	35.3%
総人口	33,052 人	32,130 人	31,100 人	29,548 人

(資料：住民基本台帳)

(2) 障害者手帳の所持者数、手帳ごとの状況

①身体障害者手帳所持者数

(各年 3 月末現在)

	平成 20 年	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年
1 級	666 人	709 人	736 人	439 人
2 級	442 人	431 人	440 人	231 人
3 級	326 人	366 人	386 人	236 人
4 級	442 人	503 人	559 人	347 人
5 級	155 人	163 人	174 人	135 人
6 級	171 人	177 人	193 人	102 人
計	2,202 人	2,349 人	2,488 人	1,490 人

※平成 20、23、26 年は延べ人数。(重複障害を持つ方は、各障害の等級をそれぞれでカウントしている)

②療育手帳所持者数

(各年 3 月末現在)

	平成 20 年	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年
A 1	49 人	61 人	49 人	56 人
A 2	67 人	54 人	47 人	45 人
B 1	71 人	78 人	65 人	73 人
B 2	78 人	97 人	111 人	119 人
計	265 人	290 人	272 人	293 人

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年 3 月末現在)

	平成 20 年	平成 23 年	平成 26 年	平成 29 年
1 級	29 人	24 人	28 人	35 人
2 級	143 人	153 人	160 人	162 人
3 級	76 人	102 人	89 人	105 人
計	248 人	279 人	277 人	302 人

(3) 難病患者の状況

難病患者数は増加傾向が続いています。

なお、2012（平成 24）年 6 月に成立、2013（平成 25）年 4 月施行の「障害者総合支援法」により、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に「難病等」が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。

(各年度末現在)

	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度	平成 28 年度
特定医療費 （指定難病） 受給者証所持 者数	213 人	230 人	243 人	268 人

(資料：和歌山県)

(4) 特別支援学校・特別支援学級の状況

盲・ろう・特別支援学校への就学状況は、小学部 17 人、中学部 13 人、高等部 18 人となっています。また、特別支援学級は 15 学級、児童・生徒数は 45 人となっています。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

	盲学校	ろう学校	特別支援学校	計
小学部	0 人	0 人	17 人	17 人
中学部	0 人	0 人	13 人	13 人
高等部	2 人	2 人	14 人	18 人
計	2 人	2 人	44 人	48 人

(資料：新宮市教育委員会)

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

		小学校	中学校	計
特別支援学級	学級数	10 学級	5 学級	15 学級
	児童・生徒数	31 人	14 人	45 人

(資料：新宮市教育委員会)

(5) 障害者の就労に関する状況

1. 就労状況

公共職業安定所による職業紹介の状況は、登録者のうち、身体障害者 47.2%、知的障害者 68.0%、精神障害者 44.0%が就労中となっています。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

	就労中	有効求職中	保留中	登録者数
身体障害者	60 人	49 人	18 人	127 人
状況割合	47.2%	38.6%	14.2%	100.0%
知的障害者	34 人	9 人	7 人	50 人
状況割合	68.0%	18.0%	14.0%	100.0%
精神障害者	22 人	23 人	5 人	50 人
状況割合	44.0%	46.0%	10.0%	100.0%
計	116 人	81 人	30 人	227 人
状況割合	51.1%	35.7%	13.2%	100.0%

(資料：新宮公共職業安定所)

2. 福祉施設から一般就労への移行状況

福祉施設から一般就労への移行者数は次のとおりです。当圏域では、東牟婁圏域障害者就業・生活支援センター「あーち」が、障害のある人の職業生活における自立を図るため関係機関との連携の拠点となり、就業や生活における一体的な支援を行っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
身体障害者	0 人	0 人	0 人
知的障害者	2 人	5 人	3 人
精神障害者	2 人	2 人	0 人
計	4 人	7 人	3 人

3. 障害者就労施設等からの物品等の優先調達の状況

本市では、庁内で物品の購入や役務の提供を受ける際に、障害者就労施設等から優先的に調達を行うことを目的として「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しています。調達実績は年々増加しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
調達実績額	1, 196, 594 円	1, 569, 696 円	2, 411, 290 円

第 3 利用者アンケート結果

(1) アンケートの内容

本計画の策定に当たり、障害福祉サービス利用者のニーズや意識等を把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

項目	内容
設問	属性、住まいや暮らし、障害福祉サービスの利用、障害のある児童の生活、障害者差別、防災等に関するもの。全 38 問。
対象	2017（平成 29）年 10 月 1 日時点で新宮市が障害福祉サービスを支給決定している者
対象者数	366 人
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	2017（平成 29）年 11 月 15 日～2017（平成 29）年 12 月 11 日
回答数	223 通（回収率 60.9％）

(2) 主な設問と回答

アンケートのうち、主な設問と回答内容は、次のとおりとなっています。

1. 住まい、暮らしの項目

■今後（将来）、どのように暮らしたいですか。

回答	回答数	割合
自宅でひとりで暮らしたい	51	24.3%
自宅で家族と暮らしたい	83	39.5%
グループホームに入居した	30	14.3%
施設に入所したい	30	14.3%
病院に入院したい	4	1.9%
その他	12	5.7%
回答総数	210	

■自宅で暮らすためには、どのような支援やサービスがあればよいと思いますか。

(複数回答可)

回答	回答数	割合
自宅で医療のサービスなどが受けられること	44	12.7%
生活のためのリハビリや訓練の充実	28	8.1%
居宅サービス（ホームヘルプやショートステイ等）の充実	71	20.5%
相談体制の充実	59	17.1%
経済的な支援	55	15.9%
家族の理解	36	10.4%
地域住民の理解	38	11.0%
支援は必要ない	2	0.6%
わからない	9	2.6%
その他	4	1.2%
回答総数	346	

■自宅で単身生活をおくる場合、不安に感じることは何ですか。

項目	すごく不安	不安	不安はない
金銭管理	8 (19.0%)	15 (35.7%)	19 (45.2%)
買い物	7 (16.7%)	13 (31.0%)	22 (52.4%)
食事	8 (20.0%)	11 (27.5%)	21 (52.5%)
掃除	5 (11.4%)	18 (40.9%)	21 (47.7%)
洗濯	3 (7.1%)	10 (23.8%)	29 (69.0%)
人間関係	8 (20.5%)	17 (43.6%)	14 (35.9%)
夜間見守り	6 (14.6%)	10 (24.4%)	25 (61.0%)
服薬管理	4 (10.0%)	7 (17.5%)	29 (72.5%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

■施設やグループホームで暮らす場合、支援して欲しいことは何ですか。

項目	支援が必要	できるなら欲しい	必要ない
金銭管理	4 (81.5%)	4 (7.4%)	6 (11.1%)
買い物	38 (71.7%)	6 (11.3%)	9 (17.0%)
食事	42 (77.8%)	4 (7.4%)	8 (14.8%)
掃除	38 (70.4%)	7 (13.0%)	9 (16.7%)
洗濯	39 (72.2%)	7 (13.0%)	8 (14.8%)
人間関係	34 (64.2%)	12 (22.6%)	7 (13.2%)
夜間見守り	39 (73.6%)	5 (9.4%)	9 (17.0%)
服薬管理	37 (69.8%)	4 (7.5%)	12 (22.6%)
その他	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

■普段の生活で、あなたの相談に乗ったり、介護している人はどなたですか。（複数回答可）

回答	回答数	割合
父母	79	21.8%
祖父母	11	3.0%
兄弟姉妹	38	10.5%
配偶者（夫か妻）	13	3.6%
子ども	18	5.0%
その他の親戚	9	2.5%
知人、近所の人	7	1.9%
同じような障がいのある人や団体	16	4.4%
施設職員、サービス提供事業者	159	43.8%
その他（学校の先生、後見人、主治医等）	11	3.0%
いない	2	0.6%
回答総数	363	

■その方は、今後もあなたを助けることができますか。

回答	回答数	割合
今後もしばらく（５年以上）は助けられる	79	65.3%
あと何年、助けられるかわからない	35	28.9%
助けることが難しくなっている（限界である）	6	5.0%
その他	1	0.8%
回答総数	121	

2. 就労の項目（１８～６４歳までの方のみ掲載）

■現在、あなたは働いていますか。

回答	回答数	割合
働いている	74	48.7%
働いていない	69	45.4%
今は働いていないが、今後働きたい	9	5.9%
回答総数	152	

■どこで働いていますか。

回答	回答数	割合
一般企業等で正社員として働いている	4	5.7%
一般企業等でパート社員等として働いている	13	18.6%
在宅勤務（自営業等）	3	4.3%
就労継続支援A型事業所で働いている	5	7.1%
就労継続支援B型事業所で働いている	45	64.3%
回答総数	70	

■今後、どのように働きたいですか。

回答	回答数	割合
今のままでよい	40	70.2%
うち一般企業等で正社員の回答	3	
うち一般企業等でパート社員等の回答	7	
うち在宅勤務者の回答	2	
うち就労A型勤務者の回答	4	
うち就労B型勤務者の回答	23	
うち不明	1	
転職して、一般企業等で正社員として働きたい	5	8.8%
転職して、一般企業等でパート社員等として働きたい	8	14.0%
転職して、在宅勤務（自営業等）	0	0.0%
転職して、就労継続支援A型事業所で働きたい	1	1.8%
転職して、就労継続支援B型事業所で働きたい	2	3.5%
働きたくない	1	1.8%
回答総数	57	

■働いていない理由は何ですか。

回答	回答数	割合
学生のため	3	5.5%
働きたいけど働けない（理由は下記。複数回答可）	45	81.8%
障害、病気等の健康上の問題	40	
自分に合う職業や職場がない	5	
通勤が困難である	4	
障害に理解のある職場が見つからない	4	
その他	5	
働く必要がない	3	5.5%
働きたくない（理由は下記。複数回答可）	4	7.3%
働くことに不安を感じる	2	
以前働いて嫌な思いをした	1	
働くことが嫌い	1	
回答総数	55	

3. 障害福祉サービスの項目

■現在利用している障害福祉サービスに満足していますか。

回答	回答数	割合
満足している	94	52.8%
少し満足している	36	20.2%
どちらともいえない	33	18.5%
少し不満がある	8	4.5%
不満がある	7	3.9%
回答総数	178	

■あなたが現在利用しているサービスと、今後利用したい（利用を続けたい）サービスは何ですか。※人数はアンケート記入数で、実態とは合わない。

サービスの内容	今利用している	今後利用したい	比較
居宅介護（ホームヘルプ）	47	49	2
重度訪問介護	2	15	13
同行援護	16	21	5
行動援護	11	20	9
重度障害者等包括支援	4	15	11
生活介護	54	49	△5
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	17	22	5
就労移行支援	5	14	9
就労継続支援A型	6	9	3
就労継続支援B型	50	47	△3
療養介護	7	13	6
短期入所（ショートステイ）	13	28	15
グループホーム	30	45	15
施設入所支援	33	36	3
相談支援	78	68	△10
障害児相談支援	9	11	2
児童発達支援	2	4	2
医療型児童発達支援	1	5	4
放課後等デイサービス	16	11	△5
保育所等訪問支援	0	1	1
移動支援	31	32	1
日中一時支援	15	19	4
地域活動支援センター	9	17	8

4. 障害のある児童の生活の項目

■未就学のお子さんは、日中、どのように過ごしていますか。

回答	回答数	割合
自宅	2	28.6%
児童発達支援事業所	5	71.4%
回答総数	7	

■未就学のお子さんで自宅を選んだ方は、今後、どのように日中を過ごして欲しいですか。

回答	回答数	割合
今後とも自宅で過ごす	2	100.0%
回答総数	2	

■小学校のお子さんは、日中、どのように過ごしていますか。

回答	回答数	割合
自宅	3	21.4%
放課後等デイサービス事業	11	78.6%
回答総数	14	

■小学校のお子さんで自宅を選んだ方は、今後、どのように日中を過ごして欲しいですか。

回答	回答数	割合
今後とも自宅で過ごす	2	100.0%
回答総数	2	

■障害のある児童の療育や教育に関して、これまでに困ったことはありますか。
(複数回答可)

回答	回答数	割合
本人に合った支援	15	20.8%
友人との関係づくり	12	16.7%
送迎	10	13.9%
進路相談	8	11.1%
指導員、先生の対応	7	9.7%
医療ケア	5	6.9%
関係機関との連携	5	6.9%
他の保護者との関係づくり	4	5.6%
通常学級への受け入れ	3	4.2%
その他	3	4.2%
回答総数	72	

■学校の卒業後、円滑な日常生活や社会生活を送るために、学齢期に必要と思う支援は何ですか。(複数回答可)

回答	回答数	割合
障害特性に応じた学習支援	18	19.6%
仲間、友人づくり	18	19.6%
ソーシャルスキルの訓練	17	18.5%
ライフスキルの訓練	16	17.4%
心身の健康管理	13	14.1%
職業訓練	10	10.9%
回答総数	92	

■お子さんには、学校の卒業後、どのように過ごして欲しいですか。

回答	回答数	割合
一般企業等に就労	11	39.3%
就労継続支援事業所（作業所）に就労	11	39.3%
施設に通所	3	10.7%
その他	3	10.7%
回答総数	28	

5. その他全般的な項目

■障害者差別解消法が施行されたことを知っていますか。

回答	回答数	割合
知っている	49	26.1%
何となく知っている	32	17.0%
知らない	107	56.9%
回答総数	188	

■障害があることで、差別をされたり嫌な思いをしたりしたことがありますか。

回答	回答数	割合
ある	74	42.3%
ない	101	57.7%
回答総数	175	

■どのような場所で差別をされたり嫌な思いをしたりしましたか。（複数回答可）

回答	回答数	割合
学校	26	18.2%
地域（近所）	25	17.5%
病院	20	14.0%
遊ぶとき	20	14.0%
職場	14	9.8%
その他	12	8.4%
仕事を探すとき	11	7.7%
福祉施設	8	5.6%
公的機関	7	4.9%
回答総数	143	

■大きな災害が起こったとき、一人で避難できますか。

回答	回答数	割合
できる	47	23.2%
できない	113	55.7%
わからない	38	18.7%
避難しない	5	2.5%
回答総数	203	

■災害時に心配なことや困ることは何ですか。（複数回答可）

回答	回答数	割合
避難所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	92	15.8%
避難場所内でのスペースの確保	69	11.9%
安全な所（避難場所）まで行けない	65	11.2%
投薬や治療が受けられない	63	10.8%
プライバシーの保護	44	7.6%
避難場所を知らない	42	7.2%
緊急時や避難場所での介助者がいない	39	6.7%
被害状況、避難場所等の情報が入手できない	37	6.4%
近所との付き合いがなく、お願いできない	35	6.0%
特になし	23	4.0%
食事のこと（流動食やきざみ食等）	21	3.6%
その他	15	2.6%
医療のこと（在宅酸素者、胃ろう等）	12	2.1%
補装具や日常生活用具（ストマ等）の入手ができなくなる	8	1.4%
医療機器が使えなくなる（電源等）	8	1.4%
手話などで周囲とのコミュニケーションがとれない	8	1.4%
回答総数	581	

■あなたの生活の中で困っていることはありますか。（複数回答可）

回答	回答数	割合
特に困っていない	56	12.5%
日常の暮らしに必要な事務手続き	48	10.7%
外出	48	10.7%
自分の考えを伝えたいとき	47	10.5%
家事（料理、洗濯、掃除）	40	8.9%
生活費の管理	36	8.0%
緊急時の避難や連絡	36	8.0%
食事	31	6.9%
入浴やトイレ	26	5.8%
薬のこと（飲む、管理等）	22	4.9%
服の着替え	18	4.0%
戸締りや火の始末等の安全面	13	2.9%
相談相手がない	10	2.2%
その他	8	1.8%
希望を無視される	6	1.3%
暴力や暴言を受ける	3	0.7%
回答総数	448	

第4 前計画の総括

(1) 総括

前新宮市障害者基本計画（2015（平成 27）年度～2017（平成 29）年度）では、「地域で自立した暮らしのできる福祉のまちづくり」を基本理念として、「障害の有無にかかわらず、一人ひとりを大切にする共生社会の実現」「差別の解消」「住み慣れた暮らしを実現する仕組みの充実」を基本目標に置き、取り組みを推進してきました。

障害のある人の生活を身近に支える障害福祉サービスについては、法改正に対応しながら、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づくサービスの適切な支給等を行い、多様な課題を抱えた障害のある世帯への支援、個々に応じた切れ目のない支援に努めました。

その結果、障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）の利用件数は、2014（平成 26）年度の 6,386 件から、2016（平成 28）年度の 7,112 件へと増加しており、相談支援施設に対する相談件数も、4,304 件から 6,651 件へと大きな伸びを見せています。

また、地域資源の乏しい当地域にあっては、広域連携が欠かせないことから、新宮・東牟婁圏域地域自立支援協議会を中心として、同協議会内に設置された専門部会（相談部会、精神部会、就労部会、子ども部会）等において、課題や情報の共有、研修会、セミナーの開催等、地域が抱える課題解決に向けて、精力的に取り組みました。

特に、広域連携の成果としては、ひきこもり者やその家族に対して、相談対応や社会参加までのサポート等を行う「ひきこもり者社会参加支援センター」が2016（平成 28）年8月に開設したほか、2018（平成 30）年度からは、聴覚障害者等の意思疎通支援を補助する手話奉仕員養成講座を広域で開催することになりました。

その他、2016（平成 28）年4月に「障害者差別解消法」が施行されたことを受けて、新宮市職員対応要領の策定をはじめ、市民講座の開催や障害を正しく理解するためのリーフレットの全戸配布、広報誌やホームページを活用した情報発信等を行い、障害のある人に対する差別の解消や障害の理解・啓発に取り組みました。

（２）成果目標の達成状況

前新宮市障害者基本計画と一体的に策定した、新宮市障害福祉計画（第４期）に掲げた成果目標の状況は次のとおりです。

なお、実績値は 2017（平成 29）年度分末時点の見込値となっています。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行に関する取り組みは進めているものの、施設入所に対するニーズは高い状況が続いています。

項目	目標値	実績値
【基準数】 2013（平成 25）年度末の施設入所者数		45 人
【目標】 地域生活への移行者数	6 人	2 人
【目標】 入所者削減見込み	2 人	△4 人

（２）地域生活支援拠点等の整備

圏域での整備に向けて、現在、自立支援協議会において協議中です。

項目	目標値	実績値
地域生活支援拠点等	整備	未整備

（３）福祉施設から一般就労への移行等

就労移行に関する取り組みは、一定の成果を見せています。

項目		目標値	実績値
一般就労移行者数	【基準数】 2012（平成 24）年度中の一般就労移行者数	1 人	-
	【目標】 2017（平成 29）年度中の一般就労移行者数	2 人	5 人
就労移行支援事業利用者数	【基準数】 2013（平成 25）年度末の就労移行支援事業利用者数	2 人	-
	【目標】 2017（平成 29）年度末の就労移行支援事業利用者数	3 人	2 人
【目標】 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数		1 事業所	1 事業所

第5 施策の展開

(1) 基本理念

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとします。

(2) 基本目標、施策体系

上記の基本理念を踏まえて、具体的に取り組みを展開するための基本的な方向（基本目標）と施策体系は、次のとおりとします。

1. 基本目標

1. 共生社会の実現をめざす

2. 安全、安心な暮らしを提供する

3. 生きがいのある暮らしを提供する

4. 障害のある児童の健やかな育成を支援する

2. 施策体系

基本目標	施策方針	施策
共生社会の実現 をめざす	差別解消法の推進	啓発活動等の推進 意思疎通支援の充実
	権利擁護等の推進	権利擁護の推進 虐待の防止
安全、安心な暮らしを提供する	日常生活等の支援	相談支援体制の充実 居宅、居住系障害福祉サービスの実施 経済的な支援の実施
	安全、安心の提供	バリアフリー化の推進 防災対策の推進 防犯、消費者被害対策の推進
生きがいのある暮らしを提供する	就労の促進	就労系障害福祉サービスの実施 就労支援対策の推進
	社会参加の促進	地域移行の推進 社会参加の促進
障害のある児童の健やかな育成を支援する	療育・教育の支援	児童系障害福祉サービスの実施 療育、教育環境の充実
	家族支援	相談体制、日常生活支援の充実

（３）各目標の内容、具体的な取り組み

基本目標１．共生社会の実現をめざす。

■現状、課題等

- 2016（平成 28）年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、障害の有無に関わらず共生できる社会をめざすために「差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められています。
- 2012（平成 24）年 10 月に「障害者虐待防止法」が施行されました。
- 当圏域では、高度な手話技能を有する手話通訳士・者の人材が不足しています。
- 入所施設からは、「利用者の高齢化に伴い、成年後見制度の利用を検討した方がよいと思われる方が増えている」という意見があります。

■利用者アンケートより

- 「差別解消法の施行を知らない」と回答した方が 56.9%と半数以上を占め、認知度は低くなっています。
- 「障害があることで差別をされたり嫌な思いをしたりしたことがある」と回答した方が 42.3%となっています。

■具体的な取り組み

１．差別解消法の推進

差別解消法の目的達成に向けて、市民への啓発活動や相談体制の整備等に取り組みます。

また、合理的配慮の取り組みの一つとしても、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人や、日常生活を営むのに支障がある障害のある人等と、その他の者との意思疎通を支援します。

施策	主な取り組み
①啓発活動等の推進	・市報やホームページ、パンフレット等を通じて、障害や障害のある人への理解を深めるための広報、啓発を行います。 ・障害者差別解消法や、障害特性の理解・対応方法、障害のある人に関するマーク等の周知を行います。 ・障害者差別解消法に関する取り組みを推進するため、関係機

	関による「障害者差別解消支援地域協議会」を運営します。 ・差別に関する障害のある人からの相談に対して、関係機関との連携のもと適切に対応します。
②意思疎通支援の充実	・手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図ります。 ・手話通訳者の養成の一環として、手話奉仕員養成講座を開催します。 ・日常生活用具給付事業として、情報・意思疎通支援用具を給付します。

2. 権利擁護等の推進

判断能力が不十分な知的障害、精神障害のある人が、本人の有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができるよう、権利擁護の推進を図ります。

また、障害のある人に対する虐待は、本人の尊厳を害し、障害のある人の自立と社会参加を阻害する行為のため、その未然防止と早期発見に努めます。

施策	主な取り組み
①権利擁護の推進	・成年後見制度を利用する必要性がある知的障害または精神障害のある人に対し、制度の利用を支援します。 ・意思決定支援の推進や高齢化等に対応するため、支援体制のあり方について検討を進めます。
②虐待の防止	・障害者虐待の防止等に関する広報、啓発活動を行います。 ・情報提供や連絡調整等、関係機関との連絡を図ります。

基本目標 2. 安全、安心な暮らしを提供する。

■現状、課題等

- 本市では、障害に関する総合的な相談窓口として、基幹相談支援センターを設置しています。
- 2012（平成 24）年度に、障害福祉サービスの支給決定の前にサービス等利用計画案を作成することが義務付けられています。また、利用者アンケートでは、「普段の生活で相談に乗ったり、介護している人」への回答が、施設職員、サービス提供事業者が 43.8%を占めたことから、計画相談支援を提供する特定相談支援事業者等の質の向上が課題となっています。
- 相談支援の裾野の広がりに対応して、相談支援専門員の質とともに量の確保が課題となっています。
- サービスの利用傾向としては、居宅介護は減少傾向、生活介護は上昇傾向にあります。
- サービス提供事業所では、人材不足が課題となっています。
- サービスの提供に当たり、利用者の価値観の多様化や高齢化等によるニーズの複雑化、重度化への対応が課題となっています。（緊急時、夜間対応等）
- 当圏域では、24 時間対応の精神科病院がないため、緊急時の対応が課題となっています。
- 施設入所支援について、地域への移行が進められる一方で、施設入所を必要とする人もいる中、満床状態が続いています。
- 共同生活援助（グループホーム）については、需要が増加傾向にある一方、世話人の確保と人材育成が課題となっています。
- 東海、東南海、南海地震の発生が予見されるなかで、障害のある人の避難生活等、災害時支援のあり方を検討する必要があります。

■利用者アンケートより

- 今後の暮らしについては、「自宅で暮らしたい」と答えた人が 63.8%となっています。また、自宅で暮らすためには、居宅サービスや相談体制の充実、経済的な支援等が必要との意見が上位を占めています。
- 自宅にて単身で暮らすための不安として、人間関係、食事、金銭管理等が挙げられています。

- 「グループホームに入居したい」、「施設に入所したい」と答えた人が、あわせて 28.6%となっています。また、支援して欲しいことは、金銭管理が最も高く、続いて食事、夜間見守りとなっています。
- 現在利用している障害福祉サービスの満足度に関する問いでは、「満足している」、「少し満足している」を合わせて 73%と高い数値となっています。
- 大きな災害時に一人で避難ができないと答えた人が、55.7%となっています。（わからないと回答した人は 18.7%。）
- 災害時に心配なことや困ることの問いでは、避難所に関する項目が上位を占めています。（設備や生活環境、スペースの確保等）

■具体的な取り組み

1. 日常生活等の支援

障害のある人が身近な場所において、必要な日常生活、社会生活を営むための支援を受けられることにより、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されるよう、また、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の充実や障害福祉サービスの実施、経済的な支援を行います。

施策	主な取り組み
①相談支援体制の充実	・ 基幹相談支援センターに相談支援専門員を配置し、障害に関するさまざまな悩みごとや困りごとの相談に対応します。 ・ 特定相談支援事業所との連携を強化し、個々の障害のある人を取り巻く環境の変化等に対応します。 ・ 障害のある人の地域生活を支援する相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ等の機能を備えた地域生活支援拠点を圏域で検討、整備します。 ・ 保健、医療、就労等の関係者、相談支援事業者、サービス事業者、行政等で構成する自立支援協議会において、地域の障害福祉に関する情報共有や課題解決等に取り組みます。 ・ 自立支援協議会と連携して、相談支援専門員等の研修を行う等、相談体制の質の向上を図ります。 ・ 自立支援協議会と連携して、障害の特性や、支援の専門性に応じた研修を行い、専門的な知識や技術の普及を図ります。

②居宅、居住系障害福祉サービスの実施	・介護給付による居宅介護等の訪問系サービスを行い、障害のある人の自宅での生活を支援します。 ・介護給付による行動援護、同行援護、地域生活支援事業による移動支援を実施し、障害のある人の外出を支援します。 ・自宅で介護を行う人が病気等の場合に対応するため、短期間、施設に入所ができる短期入所支援を行います。 ・施設入所が必要な障害のある人が円滑に施設を利用ができるよう、施設入所支援を行います。 ・日常的に介護を必要とする障害のある人に対して、日中に入浴、排せつ、食事等の支援等を行う生活介護を行います。 ・障害の身体機能を補完、代替する補装具の購入（修理）に要した費用の一部として補装具費を支給します。 ・日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練、自立生活、排せつ管理等の支援用具の購入に要した費用の一部として日常生活用具費を支給します。
③経済的な支援	・経済的負担を軽減し、地域で安定した生活が送れるよう、国の各種手当に加えて、市でも独自の手当を支給します。 ・心身の障害を除去、軽減するための医療が受けられるよう、公費負担制度（自立支援医療等）を適切に運用します。

2. 安全、安心の提供

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、障害のある人が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設整備等のバリアフリー化を進め、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進めます。

また、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保等の防災対策を推進するとともに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。

施策	主な取り組み
バリアフリー化の推進	・ 公共施設のバリアフリー化を推進します。 ・ 段差の解消等を考慮した歩道整備等を推進します。 ・ 障害のある人に配慮した情報提供の実施等、情報のバリアフリー化を推進します。 ・ 障害のある人の個人住宅のバリアフリー化に対して住宅改修費を支給します。
防災対策の推進	・ 地域、関係機関と連携し、障害のある人や高齢者等の避難行動要支援者の把握と情報の一元化、共有体制を整備します。 ・ 地域、関係機関と連携し、避難行動要支援者に対する支援方法を検討します。 ・ 防災行政無線、メール配信サービス、電話配信サービス等を運用し、災害時における必要な情報を伝達します。 ・ 被災時に避難所生活が長期にわたる場合は、市指定の福祉避難所との連携のもと、障害のある人や高齢者等のうち特別な配慮が必要となる人の福祉避難所への受け入れを行います。
防犯、消費者被害対策の推進	・ 市報や回覧等を通じて、家庭における防犯対策等の啓発を行います。 ・ 消費者トラブルや悪質商法等の消費生活に関する相談対応を行います。

基本目標 3. 生きがいのある暮らしを提供する。

■現状、課題等

- 本市では、就労継続支援事業所のうち、A型はないもののB型は充足している状況にあり、利用者も増加しています。
- 本市に事業所がなく課題となっていた就労移行については、2018（平成 30）年度に、市内に1事業所が開設する予定です。
- 当圏域の障害のある人の就労支援に関しては、障害者就業・生活支援センター「あーち」が中心的な役割を担っています。
- 就労継続支援事業所からは、多様な種類の役務の発注を求める意見があります。
- 国では、障害のある人の地域生活への移行を進めています。

■利用者アンケートより

- 18～64 歳の障害のある人の就労の状況は、働いている人が 48.7%と約半数となっています。そのうち、就労継続支援B型事業所で働いている人が 64.3%、一般企業等が 24.3%（正社員は 5.7%）となっています。
- 「今後どのように働きたいですか」の問いでは、今のままでよいと答えた方が 70.2%となっています。
- 働いていない理由では、「働きたいけど働けない」が 81.8%と高い数字となっていて、その理由としては、「障害、病気等の健康上の問題」が多くを占めています。

■具体的な取り組み

1. 就労の促進

障害のある人が生きがいを持ち、経済的にも自立した生活を営むためには、就労の機会を確保することが重要になります。働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就労支援対策を推進します。

また、一般就労が困難な障害のある人に対しては、就労系障害福祉サービスの実施や工賃水準の向上を図る等福祉的就労への支援を行います。

施策	主な取り組み
就労系障害福祉サービスの実施	・一般就労が困難な障害のある人を対象に、通所により働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業を行います。 ・福祉施設から一般就労等への移行に向けて、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後における職場定着等、就労移行支援事業を行います。 ・障害のある人の就労後における職場定着率の向上のために就労定着支援事業を行います。
就労支援対策の推進	・障害者就業・生活支援センター（あーち）との連携強化を図ります。 ・自立支援協議会（就労部会）を中心として、特別支援学校等の教育機関、公共職業安定所等の就労関係機関、就労移行支援を行う事業所等と情報を交換し、連携を図ります。 ・就労継続支援事業所等の工賃水準の向上を図るため、事業所製品（役務含む）の販路拡大等の支援を行います。 ・「新宮市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」を庁内に広く周知し、就労継続支援事業所等からの物品、役務の調達を促進します。

2. 社会参加の促進

障害のある人が自らの関心のある活動に積極的に参加し、多くの人たちとの交流やふれあい等を通じて自己実現（自己の内的欲求を社会生活において実現すること）を図ることは、健康の保持・増進や生きがいづくりにつながります。このため、社会参加のための機会の確保や環境の整備を促進するとともに、障害者支援施設等に入所している方等が地域における生活に移行するための支援を行います。

施策	主な取り組み
社会参加の促進	・ 自立訓練、生活介護等を通じて機能訓練等を行い、障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。 ・ 重度障害のある人の生活圏の拡大と社会参加を促進するため、タクシー料金の一部を助成します。 ・ 普通自動車運転免許の取得や就労等のために自ら運転する自動車の改造等に対する経費の一部を助成します。 ・ 障害者団体の主体的な活動を促進するため、運営支援や連携強化を行います。 ・ ひきこもり者社会参加支援センター（あづまプラッツ）の運営支援を通じて、ひきこもり者に対して、社会参加に向けた相談対応や居場所の提供等を行います。 ・ 地域活動支援センター事業を通じて、創作活動や生産活動の機会の提供、機能訓練、社会との交流を促進します。 ・ 障害のある人のスポーツ、芸術、文化等の活動に対する機会の提供や支援を行います。
地域移行の推進	・ 医療機関等や自立支援協議会（精神部会）との連携のもと、施設入所者や入院中の障害のある人に対して地域移行を進める事業（地域移行、地域定着支援、自立生活援助）を推進します。 ・ 地域で自立して暮らせるよう、障害特性に応じた住まいの場となるグループホームの整備を促進します。

基本目標 4. 障害のある児童の健やかな育成を支援する。

■現状、課題等

- 放課後等デイサービスを利用する児童が増加しています。
- 本市には、児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所はないものの、那智勝浦町に1か所あるため、利用可能な環境にあります。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、2018（平成30）年度に、那智勝浦町に1事業所が開設の予定です。
- 市内の市立小中学校には、特別支援学級を設置しています。また、保育と教育部門が密接に連携しながら、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な教育支援、相談対応を行っています。
- 国では、発達障害のある子どもや、医療的ケアを必要とする子どもへの総合的な支援体制の構築を進めています。

■利用者アンケートより（家族が回答）

- 児童の日中の過ごし方として、未就学児は児童発達支援事業所、就学時は放課後等デイサービス事業を利用している人がいずれも70%を超えています。
- 「療育や教育に関して困ったこと」への問いには、本人に合った支援、友人との関係づくり、送迎といった項目が上位となっています。
- 「学校の卒業後、円滑な日常生活や社会生活を送るために、学齢期に必要なと思う支援」への問いでは、障害特性に応じた学習支援、仲間、友人づくり、ソーシャルスキルの訓練等が上位となっています。
- 学校卒業後の過ごし方の希望としては、一般企業等に就労、就労継続支援事業所に就労がいずれも39.3%で、あわせて約8割の方が就労して欲しいという意向があります。

■具体的な取り組み

1. 療育・教育の支援

障害のある子どもが乳幼児期から学齢期に至るまで、一貫してよりよい支援を受けるためには、適切な障害福祉サービスの提供や関係機関における切れ目のない支援が必要です。このため、関係機関とともに、対象となる障害福祉サービスの実施や障害の早期発見と早期療育の充実、教育環境の整備等を行います。

施策	主な取り組み
児童系障害福祉サービスの実施	・ 未就学児を対象に、基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を行います。 ・ 就学児を対象に、放課後や夏休み等の居場所づくりや訓練の場を提供する放課後等デイサービスを行います。 ・ 保育園等を利用している障害のある児童を対象に、専門家による訪問指導を行います。
療育、教育環境の充実	・ 乳幼児を対象とした健康診査を定期的に行い、発育・発達の遅れ等の早期発見、早期療育に努めます。 ・ 支援が必要な児童や保護者に対して、保健師が継続した訪問や相談を行います。 ・ インクルーシブ教育の理念に基づき、国等の動向を踏まえ、本人等が希望する学校で学べる環境を整備します。 ・ 障害のある児童、生徒の適正な就学指導を図るため、「適正就学指導委員会」を運営し、研修会の開催や指導業務を行います。 ・ 発達支援を必要とする子どもが適切な教育を受けられるよう、保健、福祉、教育の関係機関が連携し、切れ目のない継続した相談支援を行います。 ・ 医療的ケアが必要な児童に対する支援を進めるために関係機関が連携し、協議できる体制づくりを進めます。 ・ 一人ひとりに合った適切な障害児福祉サービス等を提供するため、相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成を進めます。

2. 家族支援

障害のある児童の支援を進めるに当たっては、家族の支援も重要になります。児童を育てる家族に対して、発達の各段階に応じて児童の「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に置いて、適切な支援を行うことにより、障害のある児童自身にも良い影響を与えることが期待されるため、相談体制や日常生活支援の充実を図ります。

施策	主な取り組み
相談体制、日常生活支援の充実	・乳幼児健康診査等を通じて、保護者に対して臨床心理士や小児科医による発達相談の支援を行います。 ・障害児相談支援事業所との連携を強化し、個々の障害のある児童を取り巻く環境の変化等に対応します。 ・自立支援協議会（子ども部会）を中心として、各分野の関係機関が連携する体制を整備します。 ・放課後や休日、夏休み等における障害のある児童の日中活動の場の確保及び家族の休息を図るため、日中一時支援事業を行います。 ・自立支援協議会と連携して、相談支援専門員等の研修を行う等、相談体制の質の向上を図ります。 ・自立支援協議会と連携して、障害の特性や、支援の専門性に応じた研修を行い、専門的な知識や技術の普及を図ります。

Ⅱ 新宮市障害福祉計画（第５期） 新宮市障害児福祉計画（第１期）

第１ 計画策定の背景と趣旨

（１）計画策定の趣旨

2013（平成 25）年４月に施行された障害者総合支援法は、施行後３年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討が行われ、2016（平成 28）年５月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」の一部改正に関する法律が成立しました。

改正の内容には、障害のある人の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等が盛り込まれています。また、各市町村では、引き続き「障害者総合支援法」に基づき「障害福祉計画」を策定するとともに、「児童福祉法」の改正では新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

本市ではこれまで「新宮市障害福祉計画」に基づき、障害のある人の実状を踏まえながら障害福祉サービスの円滑な提供を図ってきました。

この度、「新宮市障害福祉計画（第４期）」の期間終了及び「障害児福祉計画」の策定が義務化されたことを踏まえ、障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を明らかにした「新宮市障害福祉計画（第５期）」と「新宮市障害児福祉計画（第１期）」を一体的に策定するものとします。

（２）障害者総合支援法及び児童福祉法の改正について

2016（平成 28）年５月に改正された「障害者総合支援法」「児童福祉法」では、障害のある人の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が示され、新たなサービスの創設やこれまでの障害福祉サービスの範囲の拡充等が進められることとなっています。

また、法改正に伴い「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」が行われ、新たな成果指標の設定等が示されています。

（３）計画の性格

「新宮市障害福祉計画（第５期）」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付け、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めるものです。

「新宮市障害児福祉計画（第１期）」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町

村障害児福祉計画」として位置付け、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めるものです。

なお、障害のある人の福祉全般に関する計画として、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」を策定するため、本計画における理念や基本的な方針等は「新宮市障害者基本計画」に基づくものとなります。

（４）計画の期間

本計画の計画期間は、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの 3 年間とします。ただし、関連法令の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある際は柔軟に対応するものとします。

第2 障害福祉サービス等の給付状況等

(1) 主な障害福祉サービス等の給付状況

(単位：円)

サービスの内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
居宅介護	111,744,794	110,603,712	95,013,598
重度訪問介護	16,910	0	0
同行援護	2,496,182	3,192,208	3,679,926
行動援護	162,115	714,267	791,102
重度障害者等包括支援	0	0	0
生活介護	226,382,972	241,961,216	239,955,402
自立訓練（機能訓練）	113,090	0	0
自立訓練（生活訓練）	3,015,750	4,909,010	7,989,340
就労移行支援	642,420	2,199,670	5,362,570
就労継続支援 A 型	1,153,568	1,522,247	2,142,799
就労継続支援 B 型	105,300,643	128,475,515	140,711,103
療養介護	19,056,070	19,573,660	19,487,920
短期入所	16,450,280	19,395,924	23,948,035
グループホーム	55,382,139	63,732,121	71,968,028
施設入所支援	76,576,938	79,629,248	77,696,268
相談支援	21,277,997	22,926,511	21,727,370
地域移行支援	266,250	0	380,810
地域定着支援	41,510	6,930	149,290
障害児相談支援	1,703,600	2,579,570	2,528,520
児童発達支援	10,909,599	9,353,454	13,206,894
放課後等デイサービス	50,917,315	61,822,702	71,753,607
保育所等訪問支援	0	0	0
移動支援	14,793,975	14,871,249	15,330,583
日中一時支援	2,810,913	3,229,024	2,396,358
地域活動支援センター	17,472,570	331,890	2,627,690
補装具	7,345,390	7,780,279	8,498,874
日常生活用具給付等	11,127,452	9,941,369	11,019,288
上記計	757,160,442	808,751,776	838,365,375

（２）市内事業所の状況

（平成 29 年 12 月 1 日現在）

種別	事業所数	種別	事業所数
居宅介護	20	療養介護	0
重度訪問介護	17	短期入所	3
同行援護	8	グループホーム	13
行動援護	4	施設入所支援	3
重度障害者等包括支援	0	相談支援	4
生活介護	6	地域移行支援	3
自立訓練（機能訓練）	0	地域定着支援	3
自立訓練（生活訓練）	1	障害児相談支援	4
就労移行支援	0	児童発達支援	0
就労継続支援 A 型	0	放課後等デイサービス	3
就労継続支援 B 型	7	保育所等訪問支援	0

第 3 成果目標の設定

障害福祉計画、障害児福祉計画に係る国の基本指針に基づき、新宮市障害福祉計画（第 5 期）、新宮市障害児福祉計画（第 1 期）では、次の 5 項目について、計画期間内に達成すべき成果目標を設定します。

■障害福祉計画、障害児福祉計画において設定する成果目標（国の基本指針より）

項目	国の基準
福祉施設の入所者の地域生活への移行	2016（平成 28）年度末の施設入所者数の 9 %以上が地域生活へ移行する。 2016（平成 28）年度末の施設入所者数から 2 %以上削減。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。（困難な場合は、複数市町村による共同設置でも可）
地域生活支援拠点等の整備	障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備する。

福祉施設から一般就労への移行等	2020（平成 32）年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を 2016（平成 28）年度実績の 1.5 倍以上にする。
	就労移行支援事業の利用者数が 2016（平成 28）年度末の利用者数の 2 割以上増加する。
	就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上にする。
	就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。
障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。（困難な場合は、圏域での設置でも可）
	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。（困難な場合は圏域での確保でも可）
	医療的ケア児支援のために、2018（平成 30）年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。（困難な場合は、圏域での設置でも可）

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市の 2016（平成 28）年度末の施設入所者数は 44 人です。

2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの数値目標については、国の基本指針に基づき、2020（平成 32）年度末までに 4 人が地域生活へ移行することを目標とします。

また、施設入所者数の削減については、国の基本指針を勘案するものの、2017（平成 29）年度には入所者数が 49 人となっていることと、一定の必要性があることを踏まえ、2020（平成 32）年度末時点における施設入所者数は 46 人とします。

項目	目標数値
【基準数】 2016（平成 28）年度末の施設入所者数	44 人
【目標】 地域生活への移行者数	4 人（基準数の 9.1%）
【目標】 2020（平成 32）年度末の施設入所者数	46 人（基準数の 104.5%）

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをおくることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、2020（平成 32）年度末までに保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。（新宮・東牟婁圏域での設置の検討も含む。）

項目	目標
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場	設置

（３）地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を、2020（平成 32）年度末までに、新宮・東牟婁圏域で整備することを目標とします。

項目	目標
地域生活支援拠点等	整備（圏域）

（４）福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者のうち、2016（平成 28）年度の一般就労移行者数は３人です。国の指針に基づき、2020（平成 32）年度中の福祉施設から一般就労への移行者数を５人に増やすことを目標とします。

また、2020（平成 32）年度末における就労移行支援事業の利用者数を、2016（平成 28）年度末実績の３人から７人に増やすことを目標とします。

加えて、就労移行率が３割以上である就労移行支援事業所を、2020（平成 32）年度末までに全事業所の５０％以上とすることを目標とします。

さらに、各年度における就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率を８０％以上とすることを目標とします。

項目		数値目標
一般就労移行者数	【基準数】2016（平成 28）年度中の一般就労移行者数	3 人
	【目標】2020（平成 32）年度中の一般就労移行者数	5 人（基準数の 1.6 倍）
就労移行支援事業利用者数	【基準数】2016（平成 28）年度末の就労移行支援事業利用者数	3 人
	【目標】2020（平成 32）年度末の就労移行支援事業利用者数	7 人（基準数の 2.3 倍）
【目標】就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合		50%以上
【目標】各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率		80%以上

（５）障害児支援の提供体制の整備等

本市では、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、いずれも圏域内（那智勝浦町）にあるため、すでに利用できる環境にあります。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、目標期間内に、総合的な支援体制の構築を目指して、各関連分野が共通の理解に基づき協議を行う場を設置することを目標とします。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	済（利用できる環境にある）
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	済（利用できる環境にある）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	済（利用できる環境にある）
医療的ケア児支援のために保健・医療・福祉等の関係者による協議の場の設置	2018（平成 30）年度末までに設置する。

第4 障害福祉サービス等の利用状況及び見込み

(1) 障害福祉サービスの利用状況及び見込み

各サービスの過去3年間の実績（2017（平成29）年度分は見込値）と、国の指針等に基づき設定した今後3年間の見込み量は次のとおりです。

なお、各事業の見込み量の確保に当たっては、各種社会資源の活用、近隣市町村との連携、他の市町村への委託等の広域的、総合的な実施により、効果的且つ効率的な事業の確保に努めます。

また、2018（平成30）年度から、「就労定着支援」「自立生活援助」が新たに創設されます。

就労定着支援…

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うもの。

自立生活援助…

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的、精神の障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うもの。

1. 居宅系サービス

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
居宅介護	人/月	133	127	126	128	130	132
	時間/月	2,337	2,057	1,926	1,900	1,880	1,860
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	7	7	9	9	10	10
	時間/月	79	84	93	100	110	120
行動援護	人/月	2	2	3	3	4	4
	時間/月	14	15	16	20	25	30
上記計	人/月	142	136	138	140	144	146
	時間/月	2,430	2,156	2,035	2,020	2,015	2,010

2. 日中活動系サービス

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
生活介護	人/月	91	88	91	91	92	92
	人日/月	1,858	1,808	1,866	1,885	1,903	1,923
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	6	6	6	6	6
	人日/月	57	91	93	100	100	100
就労移行支援	人/月	1	3	2	3	5	7
	人日/月	22	47	17	45	75	105
就労継続支援 A 型	人/月	1	2	2	2	3	3
	人日/月	23	29	27	30	45	45
就労継続支援 B 型	人/月	101	109	111	115	122	130
	人日/月	1,560	1,633	1,722	1,787	1,882	2,008

就労定着支援 【新規】	人/月	-	-	-	2	2	2
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
短期入所 (福祉型)	人/月	20	23	20	22	25	27
	人日/月	243	284	239	259	279	299
短期入所 (医療型)	人/月	-	0	0	0	0	0
	人日/月	-	11	0	0	0	0

3. 居住系サービス

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
自立生活援助 【新規】	人/月	-	-	-	1	1	1
共同生活援助 グループホーム	人/月	39	42	45	47	49	51
施設入所支援	人/月	47	46	49	48	47	46

4. 相談支援

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
計画相談支援	人/月	112	112	116	122	128	134
地域移行支援	人/月	0	1	0	3	3	3
地域定着支援	人/月	0	3	5	6	6	6

（２）地域生活支援事業の利用状況及び見込み

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。

地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」があり、各事業の過去３年間の実績（2017（平成 29）年度分は見込値）と、国の指針等に基づき設定した今後３年間の見込み量は次のとおりです。

なお、各事業の見込み量の確保に当たっては、各種社会資源の活用、近隣市町村との連携、他の市町村への委託等の広域的、総合的な実施により、効果的且つ効率的な事業の確保に努めます。

１．理解促進研修・啓発事業【必須事業】

障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

市報やホームページ等を通じ、障害や障害のある人への理解を深める啓発を行います。また、障害者週間や障害のある人に関するマークの普及等に努めます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

２．自発的活動支援事業【必須事業】

障害のある人、その家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援する事業です。

本市では、計画期間内の実施見込みは立っていませんが、必要に応じて実施を検討します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

3. 相談支援事業【必須事業】

障害のある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

本市では基幹相談支援センターを委託により実施し、地域の相談支援の拠点として、困難ケース等への対応や、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

また、障害のある人が一般賃貸住宅へ入居を希望する等の際、相談等の必要な支援をします。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

4. 成年後見制度利用支援事業【必須事業】

知的障害のある人または精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる経費を支援します。

判断能力が不十分な障害のある人の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
成年後見制度利用支援事業	件	1	0	1	1	1	1

5. 成年後見制度法人後見支援事業【必須事業】

本市では、法人後見の実施体制が未整備の状況です。計画期間内の実施見込みは立っていませんが、必要に応じて整備を検討します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

6. 意思疎通支援事業【必須事業】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通に支障がある人を手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により支援します。

障害者差別解消法の施行により手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業の利用者の増加が見込まれる一方、人材が限られていることから、引き続き、新宮・東牟婁広域で対応していきます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
手話通訳者設置事業	人	1	0	1	0	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	157	144	210	220	230	240

7. 日常生活用具給付等事業【必須事業】

障害のある人に対して、日常生活用具等を給付します。

それぞれの事業で年度によって支給件数が増減している状況です。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護・訓練支援用具	件	1	3	3	2	2	2
自立生活支援用具	件	8	7	3	9	9	9
在宅療養等支援用具	件	8	2	2	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	12	16	8	13	13	13
排せつ管理支援用具	件	857	844	870	880	880	880
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件	3	5	2	4	4	4

8. 手話奉仕員養成研修事業【必須事業】

聴覚障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を実施します。

当圏域では、手話通訳士・者の人材が少ないことから、圏域全体で取り組むものとして、2018（平成 30）年度以降は、新宮・東牟婁市町村で共同実施します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	7	6	9	7	8	9

9. 移動支援事業【必須事業】

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
移動支援事業	人/年	73	66	65	67	69	71
	時間/年	5, 233	5, 307	5, 600	5, 650	5, 700	5, 750

10. 地域活動支援センター【必須事業】

障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

2014（平成 26）年度に 1 事業所が他事業に移行しましたが、2016（平成 28 年度）に 1 事業所が新たに開設しています。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
地域活動支援センター	か所	0	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2
	人/月	0	5	9	10	11	12
		2	3	1	2	2	2

（上段が新宮市、下段が他市町村）

11. 任意事業

地域生活支援事業の任意事業では、障害のある人や家族の生活、社会参加等を支援するため、必要なサービスの提供や事業の実施を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
日中一時支援事業	人/年	29	18	18	19	20	21
レクリエーション活動等支援事業	事業数	1	1	1	1	1	1
	参加者数	64	41	60	65	65	65
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

（３）障害児通所支援等に関するサービスの利用状況及び見込み

１．障害児通所支援等

「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことにより、児童福祉法に基づくサービスの見込み量を設定する必要があります。

各サービスの過去３年間の実績（2017（平成 29）年度分は見込値）と、国の指針等に基づき設定した今後３年間の見込み量は次のとおりです。

なお、2018（平成 30）年度から、「居宅訪問型児童発達支援」が新たに創設されます。

居宅訪問型児童発達支援…

重度の障害等の状態にある障害のある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行うもの。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
児童発達支援	人/月	5	6	7	7	8	8
	人日/月	70	102	105	117	130	145
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	35	39	42	44	46	48
	人日/月	513	586	636	704	736	768
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援【新規】	人/月	-	-	-	0	0	0
	人日/月	-	-	-	0	0	0
障害児相談支援	人/月	12	14	20	22	24	26

2. 医療的ケア児に対するコーディネーター

国の基本指針に基づき、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、包括的な支援を行います。なお、配置に当たっては、圏域による実施を検討します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
コーディネーター数	人	0	0	0	1	1	1

第5 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

1. 庁内関係課との連携

計画を円滑に推進していくため、福祉課が中心となり、保健、介護等の福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。

2. 団体、事業者、その他専門機関等の関係機関との連携

障害者施策を総合的に推進するには、行政だけでなく地域や団体、事業所等さまざまな主体との連携が必要です。当事者団体、事業者、医療機関、企業、公共職業安定所等と協働の視点に立ち、それぞれの役割を明確にしながら連携強化を図ります。

また、関係機関で構成する自立支援協議会のさらなる充実を図り、現状・課題、ノウハウの共有や、今後の取り組みの協議の場として活用します。

3. 国や県、近隣市町村との連携

本計画は、国の法律、制度等を踏まえて策定しているため、国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障害者施策を推進します。また、専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合には、圏域町村や県内他市、県との情報交換や連携を行い、対応に努めます。

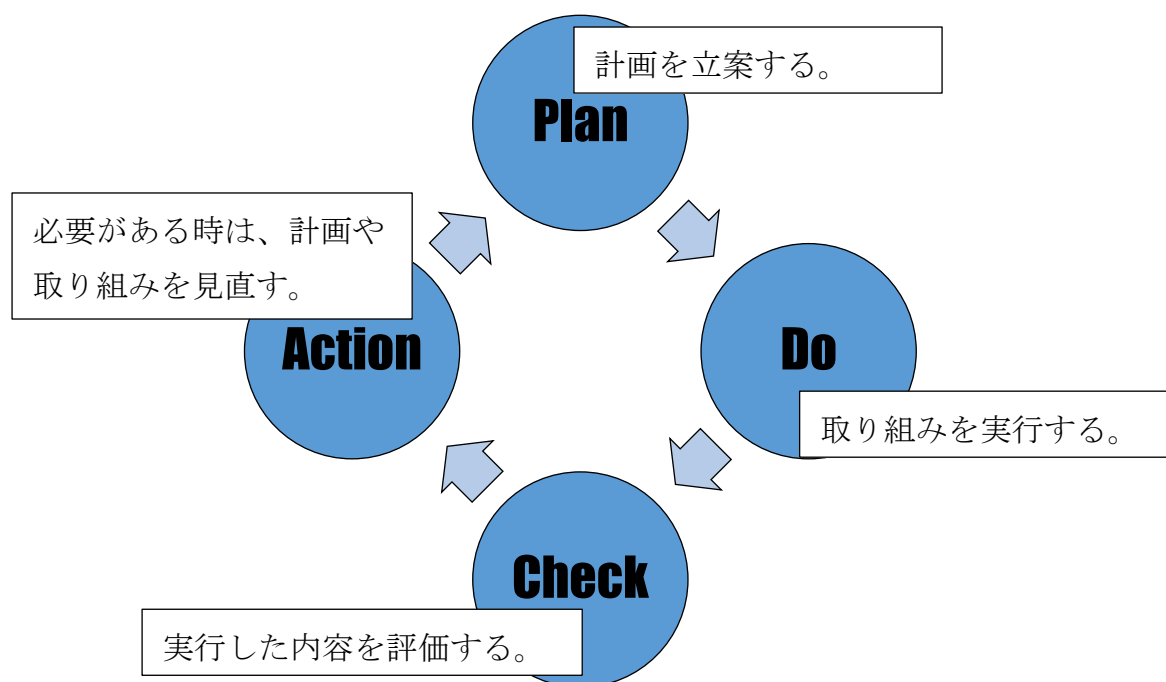
4. 国の動向に対応した見直し、変更点等の周知について

今後、国から障害者制度に関する改正等があった場合、その内容を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。計画の内容に変更が生じた場合、速やかに変更点を市民、サービス提供事業者、関係機関、団体等に周知します。

（２）計画の進行管理

本計画を着実に実行していくため、成果目標の達成状況をはじめとして、PDCAサイクルに基づいて毎年、進捗状況の定期的な確認を行います。

また、障害者団体や関連事業所等との意見交換や自立支援協議会における協議等を通じて、市民視点、当事者視点、専門的視点から進捗状況を調査、分析、評価した上で、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直し等を行います。



PDCAサイクル…

事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルを繰り返すことによって、製品や業務を継続的に改善する取り組み。